

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画における

シビアアクシデント対策等に関する資機材の燃料（軽油）の変更について

1. はじめに

敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）のシビアアクシデント対策等に関する資機材（以下「SA資機材」という。）として、燃料（軽油）を「845kℓ以上」保有している。これは、1号サービス建屋西側、2号補助建屋西側及び2号開閉所東側に配置された燃料タンクに貯蔵している。

今回、この燃料（軽油）を「845kℓ以上」より「732kℓ以上」に見直すこととする。

2. 見直し理由

1号機非常用ディーゼル発電機Bの燃料タンク（1号サービス建屋西側：軽油 113kℓ）を廃止措置（解体待ち）に移行するため、見直すこととする。

なお、1号機非常用ディーゼル発電機Aの燃料タンクについては、平成29年11月に廃止措置（解体待ち）に移行済である。【防災業務計画修正日：平成29年11月10日】

3. 燃料（軽油）の変更に伴う許認可関係の確認について

(1) 敦賀発電所の位置付け

敦賀発電所は、新規規制基準未適合炉プラントである。

(2) 敦賀発電所 原子炉設置許可申請書（2号炉）及び敦賀発電所 原子炉施設保安規定

① SA資機材の燃料に係る保管量に関して記載はない。

② 第274条（ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気）に燃料保有油糧として、「53kℓ以上」が制限値として定まっている。

4. 燃料（軽油）の変更に伴う確認について

燃料（軽油）は、SA資機材が7日間分^{※1}稼働できる量を保管することとし、その必要量は194kℓ以上^{※2}である。また、敦賀発電所 原子炉施設保安規定では、2号機ディーゼル発電機の燃料油の保有油量の制限値を106kℓ(53kℓ/台×2台)としており、これらを考慮すると必要量は300kℓ(194kℓ+106kℓ)となるが、今回見直しする「732kℓ以上」は必要量300kℓに対して十分余裕がある値となっている。

※1：7日間以降は、外部支援（軽油補充）による補給が見込めると考えている。

※2：SA資機材使用時の燃料消費量【1,153.1ℓ/h】^{※3}×24h×7日=193721ℓ≒194kℓ

※3：SA資機材使用時の燃料消費量

燃料（軽油）を使用するSA資機材は下記のとおりである。また、本来、全て同時にSA資機材を使用しないが条件を最も厳しくするため、全て同時使用及び連続運転として仮定した。

No.	名称	数量	燃料消費量	備考
1	電源車 (空冷式非常用発電機)	3台		
2	海水利用型消防水利システム	2組		
3	化学消防車	1台		
4	水槽付消防車	1台		
5	水槽付消防車（小型）	1台		
6	ホイールローダ	2台		
7	パワーショベル	1台		
合計			1,153.1 ℓ/h	全資機材の燃料消費量

以上